

入札説明書

令和8年度公告第7号に基づく入札等については、公立大学法人札幌市立大学契約規程その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和8年7月6日

2 契約担当部局

〒005-0864 札幌市南区芸術の森1丁目

公立大学法人札幌市立大学事務局総務課調整担当 電話 011-592-2300

3 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量

令和8年度事務局パソコン等システム 一式

(2) 借入件名の仕様等

仕様書のとおり

(3) 借入期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（60か月）

(4) 借入場所

芸術の森キャンパス、桑園キャンパス

(5) 入札方法

入札は月額（1月当たりの賃貸借料金）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 公立大学法人札幌市立大学契約規程第4条及び第5条に規定する次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

ア 被保佐人、被補助人及び未成年者（婚姻している者又は営業の許可を受けている者を除く。）で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。）

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 一般競争入札又は指名競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 公立大学法人札幌市立大学会計規則第42条の規定による監督又は検査の実施

に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「物品賃貸業」に登録されている者であること。

(3) 本説明書に示した物品の納入が十分に可能なものであること。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札書の提出方法、入札及び開札の場所ならびに日時

(1) 入札書の提出方法

ア 入札書は別添の入札書（別紙1）にて作成し、開札日時前に持参または郵送すること（いずれの場合も令和8年7月17日午前9時30分必着とする）。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書を入れる封筒は封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開札日時（令和8年7月17日午前10時00分）及び調達件名（令和8年度事務局パソコン等システム）を記載して、上記2あてに入札日時までに必着するように提出すること。また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず、外封筒（送付用封筒）に入れて送付すること。

ウ 入札書を入札日時前に直接提出する場合は、入札書を入れる封筒は封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開札日時（令和8年7月17日午前10時00分）及び調達件名（令和8年度事務局パソコン等システム）を記載して、上記2あてに入札日時までに提出すること。また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せずに提出すること。

エ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(2) 開札の場所ならびに日時

ア 場所

札幌市南区芸術の森1丁目

札幌市立大学 芸術の森キャンパス総務課

イ 日時

令和8年7月17日（金）午前10時00分

(3) 入札の無効

本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他公立大学法人札幌市立大学契約規程第18条に規定する次の事項に該当する入札は無効とする。

ア 入札書に記名又は押印がなされていない入札

- イ 入札書の入札金額を訂正した入札
- ウ 2以上の入札書を提出した者の入札
- エ 入札書の内容が確認できない入札
- オ 入札に関し不正の行為をした者の入札

(4) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

(5) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状（別紙2）を提出すること。この委任状には、委任者及び代理人の押印が必要である。また、代理人の印は、入札書に使用する印と同一の印とすること。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(6) 入札

ア 入札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、競争参加を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 入札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

要。ただし、公立大学法人札幌市立大学契約規程第36条に該当した場合は免除する。なお、納付された契約保証金は、これを納付したものが契約上の義務を履行しないときは、公立大学法人札幌市立大学に帰属させるものとする。

(4) 入札者に要求される事項

ア 入札参加者は、入札書のほかに上記4(2)に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類（競争入札参加資格認定通知書の写し）を、上記3の場所において、

入札書と併せて1部提出しなければならない。

イ また、想定ハードウェア一覧に記載された機器等の同等品で納入する場合には、入札時に同等・規格を確認した書類（原本）を提出すること。

(5) 質問及び回答

仕様書等に関する質問がある場合には、次のとおり書面により提出すること。なお、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

ア 様式

本学が指定したもの

イ 提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール又は直接持参

ウ 提出先

〒005-0864 札幌市南区芸術の森1丁目

公立大学法人札幌市立大学事務局総務課調整担当

FAX : 011-592-2369

E-mail : info@scu.ac.jp

エ 提出期間

令和8年7月6日（月）から7月10日（金）までの休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

オ 回答方法

質問書に対する回答は、本学ホームページに掲載することにより行うが、質問の内容によっては質問者宛てに直接回答する場合がある。

カ 回答予定日

令和8年7月13日（月）

(6) 落札者の決定方法

ア 公立大学法人札幌市立大学契約規程第11条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合（想定ハードウェア一覧に記載された機器等の同等品であることを証明する資料が提出された場合は、当該機器等が仕様を満たしていることの確認を含む。）に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 落札予定者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときには、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札予定者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査する。落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、一般競争入札参加資格確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料を書面の持参により提出し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(8) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に本法人理事長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において本法人理事長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 本法人理事長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9) 契約条項

別紙3のとおり

(10) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本法人に対して入札参加資格が認められなかった理由について、開札が行われた日の翌日から起算して10日以内（土曜、日曜及び祝日は除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

この書面は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。